

税理 2004年5月号
平成16年度税制改正を考慮した会社・役員
の保有資産の組替えプラン
非上場株式の譲渡所得税率の引下げと株式の
移転プラン

(ポイント)

- (1) 非上場株式の譲渡税率が、平成16年1月1日以降、26%から20%に引き下げられた。
- (2) 務上の適正価額の判断基準は、取引の当事者により異なる。
- (3) 正価額と取引価額に乖離がある場合は、その差額に課税が発生する。
- (4) 差額への課税は各税目により税負担が異なる。
- (5) 事前に差額への課税を試算することで、税率の差により有利なケースを選択できる。

はじめに

平成16年度の税制改正で、非上場株式の譲渡益課税に係る税率が引き下げられたことに伴って、資産の現金化を含めた「資産の組替え」のメリットが増加する。

そこで本稿では、平成16年年度の税制改正項目を活用して、オーナー経営者が保有する自社株式を、後継者へ移転するプランを検討してみる。

1. 改正の内容

上場株式等以外の株式等を譲渡した場合、株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率は、平成16年1月1日以後、所得税15%、住民税5%（平成15年12月31日までは所得税20%、住民税6%）となる。

2. 非上場株式の適正価額の判断基準

非上場株式は、上場株式と異なり、取引事例が少なく、客観的な時価が不明確である。

第三者間の取引であれば、売主、買主の双方で価格交渉が行われ、経済合理性のある譲渡価額が決定される。

しかし、親族間や同族関係会社との取引の場合、時価と乖離した価格で売買が行われることもあり得る。そのような場合、課税上の問題が生じるため、時価について税務的には次のような基準が置かれている。

(1) 売主個人、買主個人の場合

相続税法上の時価は、基本的に相続税評価額となり、相続税評価額と実際の取引価額とに差が生じた場合は贈与税の課税対象となる。

評価額の算定に当たっては、まず買主の買取り後の議決権数により同族株主等か少数株主に該当するかを判定する。

その結果、買主が同族株主等に該当するときは、原則的評価方式により計算した価額となり、会社規模に応じて、類似業種比準方式、併用方式、純資産価額方式（法人税等相当額控除可）のいずれかによる。

また、買主が少数株主に該当するときは、特例的評価方式である配当還元方式により計算した価額となる。

(2) 売主個人、買主法人の場合

売主である個人については、所得税法上、みなし譲渡を判定する際の時価が定められており（所基通59-6）、買主である法人については、法人税法上、資産の評価損を計上する際の時価が定められている（法基通9-1-14）。

これらの時価は、双方とも相続税評価額を準用した価額となるが、その評価方法の判定に当たっては、売主である個人については譲

渡直前の売主の保有株数により、買主である法人については買取り後の買主の保有株数によることになる。

このため、売主と買主の課税上の時価の判断基準が一致しないこともあり得る。

なお、当然のことながら第三者間での取引の場合であれば、上記のような形式的な判断ではなく、当事者間で決められた価額が時価ということになる。

《参考》

非上場株式について従業員と発行会社との間で、譲渡価額を額面による評価はできないとして配当還元方式として評価された例がある（平2.6.18裁決）。

3. 非上場株式の適正価額の算定方法

(1) 個人から個人への売買に使用する相続税評価額

非上場株式の評価方法の概要は、図表—1のとおりである。

図表—1

株主の態様による区分				評価方式		
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合5%以上		原則的評価方式	社大会 社中会 社小会	類似業種比準方式
		中心的な同族株主がない場合				類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式
		取得後の議決権割合5%未満	中心的な同族株主がいる場合			中心的な同族株主 役員である株主又は役員となる株主
			その他の株主		特例方式 配当還元方式	
同族株主以外の株主						
同族株主のいない会社	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合5%以上		原則的評価方式		(同族株主の場合に同じ。)
		取得後の議決権割合5%未満	中心的な株主がない場合			
			中心的な株主がいる場合	役員である株主又は役員となる株主		特例方式 配当還元方式
その他の株主						
議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主						

(2) 個人から法人へ売却する場合の適正価額

売主である個人又は買主である法人が発行法人の「中心的な同族株主」に該当するときは、原則的評価方式のうち小会社として評価することになる。

発行法人が土地又は上場株式を所有している場合は、その評価額は市場価額による（発行法人が所有する非上場株式については相続税評価額による。）。

また、純資産価額方式により計算する場合、評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除できない。

なお、議決権割合が5%未満の少数株主の場合は、「配当還元方式」によることも認められ、また議決権割合が50%以下のグループが所有する株主の場合は純資産価額方式による評価額から20%を割り引くことも認められる。

4. 時価より低額又は高額で譲渡した場合の

課税関係

オーナー経営者が、自社株式の移転に際し、時価より低額又は高額で取引した場合の税務上の取扱いは、以下のとおりである。

(1) 買主が個人の場合

ア 売主（個人）の取扱い

個人間で時価より低額で取引した場合、その譲渡価額を収入金額として譲渡所得の計算を行うが、時価の2分の1未満で譲渡した場合は、その譲渡損失はないものとされ、通算することはできない（所法 59 第2項）

時価より高額で譲渡した場合、譲渡価額と時価との差額について贈与税が発生する。

なお、この場合の譲渡収入は時価となる。

イ 買主（個人）の取扱い

時価より低額で購入した場合、時価と相続税評価額との差額について贈与税が発生する。

この場合、購入価額が時価の2分の1未満のときは、売主の取得費を引き継ぐことになる（所法 60 第1項）。

時価より高額で購入した場合の取得費は、時価となる。

(2) 買主が法人の場合

ア 低額譲渡の場合

a) 売主（個人）の取扱い

・ 譲渡価額が時価の2分の1以上の場合
譲渡価額が時価の2分の1以上の場合、通常の譲渡所得の計算を行い、譲渡損が発生すれば譲渡所得の内部で他の譲渡益と通算する。

ただし、購入者が同族法人の場合には、その譲渡により譲渡者である個人の税負担を著しく減少させる結果（租税回避行為）になると税務署長に認定されると、時価で譲渡があったものとして譲渡所得を計算し、譲渡損の通算ができないこともあり得る（所基通 59

一3）。

・ 譲渡価額が時価の2分の1未満の場合
譲渡価額が時価の2分の1未満の場合は、時価で譲渡があったものとみなされて（以下「みなし譲渡」という。）時価を収入金額として売主である個人に所得税が発生する（所法 59 第1項、所令 169）。

b) 買主（法人）の取扱い

法人が時価より低額で資産を譲り受けた場合は、時価と購入価額との差額について受贈益として法人税が課税される（法法 22 第2項）。

上記のほか、その法人が同族会社に該当するときは、留保所得金額に対し一定の税率を乗じて計算される同族会社の留保金課税が適用される場合もある。

また、買主である法人の株式又は出資が非上場会社の株式に該当する場合、購入価額が低額であることによりその法人の売主以外の株主の所有する株価が増加したときは、その増加した部分に相当する金額を株主が売主より贈与により取得したものとして取り扱われる（相法 9、相基通 9-2）。

例えば、A社、B社のオーナーの甲が、A社株式をB社に低額で譲渡することにより実質的にB社の純資産が増加し株価が上昇するような場合、B社の甲以外の株主が利益を得るようなケースである。

イ 高額譲渡の場合

a) 売主（個人）の取扱い

時価より高い価額で譲渡した場合、時価を譲渡収入として通常の譲渡所得を計算し、時価を超える部分は、売主である個人と買主である法人の関係を考慮のうえ、給与所得、一時所得などの課税が発生する。

b) 買主（法人）の取扱い

時価より高額で購入した場合、時価で購入したものとして、購入価額と時価との差額については個人への寄附として取り扱われ、売主が役員の場合は、役員賞与に該当する。

5. 移転プラン

生前の資産の移転は、譲渡又は贈与のいずれかであり、譲渡については譲渡者に所得税が発生し、贈与については受贈者に贈与税が発生する。

さらに贈与については、暦年贈与課税か又は相続時精算課税かのいずれかを選択できる。

(1) 単純譲渡（現金化）する

① 適正価額で譲渡する

適正価額での譲渡は自社株の現金化が目的であり、売主は含み益の実現による譲渡税を負担し、買主は買取資金の負担が発生する。

したがって、後継者へ移転するケースより、第三者へ売却することによってキャピタルゲインを得ることを目的とするケースが多い。

また、オーナー経営者の所有している自社株式の取得費は、通常設立当初の払込金額であり、多額の含み益があることが一般的である。

含み損のある上場株式を所有している場合は、含み損の実現により、その年の自社株式の譲渡益と通算、又は上場株式の譲渡損失を繰り越し、その損失発生年の翌年以後3年間の譲渡益との通算も可能であるため検討を要する。

イ 低額で譲渡する

オーナー経営者が自社株式を後継者に譲渡する場合、後継者（個人）が買取資金を負担できないケースもある。

このような場合、相続税評価額より低額で

譲渡し、相続税評価額と譲渡価額との差額について贈与税は発生するが、資金負担を減少させる方法も考えられる。

また、含み損のある後継者の所有する会社がある場合、オーナー経営者の自社株式を時価より低額（例えばみなし譲渡課税による所得税相当額）で譲渡し、受け入れた会社では含み損の実現と低額買入れによる受贈益の相殺により税負担を減少させる、又は各税目の税率の差を利用することも可能であろう。

(2) 贈与をする

ア 暦年贈与課税の活用

暦年贈与課税は、基礎控除が110万円でこれに累進税率で贈与税を計算する。

この基礎控除を活用し、相続税の実効税率より低い税率で財産移転させる方法であり、対象者は相続人だけでなく、孫、相続人の配偶者等まで広げて被相続人の財産を贈与することが可能である。

イ 相続時精算課税の活用

相続時精算課税は、65才以上の親から20才以上の推定相続人である子への贈与に限定される。

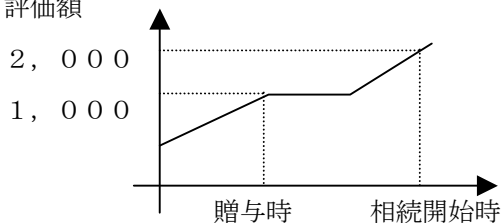
贈与時に受贈者が贈与税を支払い、相続時にはその贈与財産（贈与時の評価額）と相続財産を合算して相続税を計算し、そこから贈与税を控除して相続税を計算する制度であり、贈与税と相続税が一体化されている。

この制度での贈与税は、生涯を通じて2,500万円の基礎控除があり、これを超える場合に20%の税率で贈与税を計算することになる。

この制度を適用すると、相続税の計算上、相続財産に加算される贈与財産の価額は、贈与時の価額で固定される。

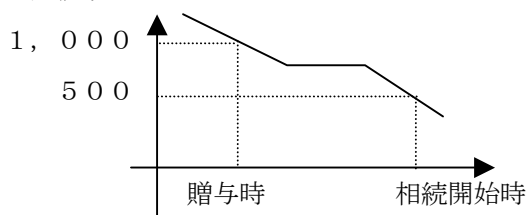
したがって、将来評価額の上昇が見込まれる財産については、2,500万円の基礎控除を利用した大型贈与が可能であり、自社株式を後継者に贈与するケースで有効と考えられる。

<相続時に加算される評価額は1,000>
評価額



ただし、贈与財産が相続時に債務超過などの理由により、自社株の評価額が0になっても、相続財産に加算される贈与財産は、贈与時の評価額であるため注意が必要である。

<相続時に加算される評価額は1,000>
評価額



6. 設例によるシミュレーション

オーナー経営者から後継者への自社株式の移転を目的とし、現在から10年間で移転を完了し、20年後に相続が発生した場合の試算を行う。

なお、後継者が自社株式を買い取る際の資金は、借入を前提とするが、相続開始時に借入金がある場合は、相続財産からの返済を予定する(金利負担は考慮しないものとする。)

設例

《現状の財産》

・自社株

相続税評価額 100万円×200株

時価 120万円×200株

取得費 5万円×200株

・預金 3億円

・不動産 1億円

《相続人関係》

父(オーナー経営者)、母、子2人

《現状の相続税》

課税価格 6億円

課税遺産総額 5億2,000万円

相続税の総額 1億5,700万円

(実効税率26.1%)

(1) 後継者へ相続税評価額で譲渡する場合

ア 父の所得税の計算

a) 所得税の計算

$$(100万円 - 5万円) \times 200株 \times 20\% = 3,800万円$$

b) 収支計算

$$100万円 \times 200株 - 3,800万円 = 1億6,200万円$$

イ 子の資金負担

2億円の買取資金の負担を要する。

ウ 譲渡後の相続税の計算

課税価格 5億6,200万円

課税遺産総額 4億8,200万円

相続税の総額 1億4,180万円

(実効税率25.2%)

(2) 後継者へ低額(50万円)で譲渡する場合

ア 父の所得税の計算

a) 所得税の計算

$$(50万円 - 5万円) \times 20株 \times 20\% = 180万円$$

$$180万円 \times 10年 = 1,800万円$$

b) 収支計算

$$50万円 \times 200株 - 1,800万円 =$$

8, 200万円

イ 子の贈与税の計算

$\{(100万円 - 50万円) \times 20株 - 110万円\} \times 40\% - 125万円 = 231万円$

$231万円 \times 10年 = 2310万円$

ウ 譲渡後の相続税の計算

課税価格 4億8,200万円

課税遺産総額 4億200万円

相続税の総額 1億980

(実効税率22.7%)

(3) 暦年贈与課税による贈与の場合

ア 子の贈与税の計算

$(100万円 \times 20株 - 110万円) \times 50\% - 225万円 = 720万円$

$720万円 \times 10年 = 7,200万円$

イ 贈与後の相続税の計算

課税価格 4億円

課税遺産総額 3億2,000万円

相続税の総額 8100万円

(実効税率20.2%)

(4) 相続時精算課税による贈与の場合

ア 子の贈与税の計算

$(100万円 \times 200株 - 2,500万円) \times 20\% = 3,500万円$

イ 贈与後の相続税の計算

(株価は贈与価額に固定)

課税価格 6億円

課税遺産総額 5億2,000円

相続税の総額 1億5,700円

(実効税率26.1%)

(納税額は贈与税の精算があるため1億2,200万円)

ウ 贈与をしなかった場合

a) 相続時の株価が倍になった場合

課税価格 8億円

課税遺産総額 7億2,000万円

相続税の総額 2億4,300万円

(実効税率30.3%)

(ii) 相続時の株価が50%に下落した場合

課税価格 5億円

課税遺産総額 4億2,000万円

相続税の総額 1億1,700万円

(実効税率23.4%)

7. 留意点

試算の結果は、図表-2のとおりとなり、現状の相続税である1億5,700万円と比較すると、低額譲渡の場合又は暦年贈与の場合が、移転時の税負担が低くなった。

相続税評価額による譲渡の場合は、自社株式の売却代金が相続財産になるため、所得税の負担と合わせると税負担が増加する。

ただし、売却先が後継者ではなく第三者の場合は、キャピタルゲインが得られるため、所得税の税率引下げに伴い検討すべきであろう。

また、低額譲渡の場合贈与税の税率が40%であるのに比べ、暦年贈与の場合の税率は50%となった。

これは10年間で移転を完了させる前提であったため、毎年20株の贈与が必要となったが、仮に長期間、又は複数の人へ贈与することが可能ならば暦年贈与を活用した方が税負担が少なくなる。

相続時精算課税制度による贈与は、相続税、贈与税を合わせた税負担は、贈与時と相続時の評価額の増減に多大の影響を受けるため不確実であるが、一時に大きな金額の贈与には最適である。

以上のような税負担を考えると、後継者に、長期的に移転していく場合は暦年贈与課税に

よる贈与、中期的に移転していく場合は、税負担を考慮しながら低額譲渡を検討する、早急に移転する場合は相続時精算課税制度による贈与、と状況に応じて使い分ける必要があり、今回の税率の改正は、移転プランの選択肢が広まったといえよう。

なお、株式の移転に当たっては、税率の差以前に、事前に株価対策を行うことがより少ないコストで移転できることは、当然に留意すべきであろう。

参考

- ・谷口勝司編著「法人税法基本通達逐条解説」
(税務研究会)

図表—2

(単位：億円)

税目	現状	株価が倍になった場合	株価が50%になった場合	単純譲渡の場合(相続税評価額)	低額譲渡の場合	暦年贈与の場合	相続時精算課税による贈与の場合
所得税				0.380	0.180		
贈与税					0.231	0.720	0.350
相続税	1.570	2.430	1.170	1.418	1.098	0.810	1.220
合計	1.570	2.430	1.170	1.798	1.509	1.530	1.570